

平成30年1月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 川村美佐子

平成29年(ネ)第2158号, 第2323号 立替金・損害賠償請求控訴, 同附帯控訴事件 (原審・大阪地方裁判所平成27年(ワ)第3028号 (A事件), 第6626号 (B事件))

口頭弁論終結日 平成29年11月16日

判 決

大阪市

控訴人兼附帯被控訴人 (A事件被告兼B事件原告)

(以下「控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士 山 崎 敏 彦

東京都中央区新川2丁目12番16号

被控訴人兼附帯控訴人 (A事件原告兼B事件被告)

岡 藤 商 事 株 式 会 社

(以下「被控訴人岡藤」という。)

同代表者代表取締役 杉 本 卓 士

東京都中央区新川2丁目12番16号

被控訴人兼附帯控訴人 (B事件被告)

日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社

(以下「被控訴人FS」という。)

同代表者代表取締役 小 崎 隆 司

上記兩名訴訟代理人弁護士 小 畑 英 一

同 上 野 尚 文

同 本 多 一 成

主 文

- 1 本件控訴に基づき, 原判決主文第1項, 2項を次のとおり変更する。

- (1) 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して1053万8210円及びこれに対する平成26年11月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 被控訴人らの本件附帯控訴をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用（控訴費用、附帯控訴費用を含む。）は、第1、2審を通じ、これを2分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して2399万8355円及びこれに対する平成26年11月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。
- (4) (2)項につき仮執行宣言

2 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決中、被控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記部分に係る控訴人の請求をいずれも棄却する。
- (3) 控訴人は、被控訴人岡藤に対し、264万1936円及びこれに対する平成27年1月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、第1、2審とも控訴人の負担とする。
- (5) (3)項につき仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1(1) A事件は、商品先物取引業者である被控訴人岡藤が、控訴人に対し、商品

先物取引委託契約に基づいて、未収金（立替差損金）264万1936円及びこれに対する弁済期の後である平成27年1月1日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案であり、

(2) B事件は、被控訴人岡藤を所属商品先物取引業者とする被控訴人F Sの仲介（媒介）により被控訴人岡藤に委託して、平成25年3月4日から平成26年11月27日までの間、金、白金及びガソリンの商品先物取引（以下「本件取引」という。）を行った控訴人が、被控訴人F Sの従業員である担当外務員（以下「担当者」という。）の勧誘は、再勧誘ないし不招請勧誘の禁止義務違反、資力を超えた取引拡大の勧誘、説明義務違反、断定的判断の提供ないし虚偽説明、違法な両建て勧誘、手数料稼ぎ目的の過当取引の勧誘等の違法なものであったと主張して、被控訴人F Sに対して民法715条（使用者責任）に基づき、被控訴人岡藤に対して商品先物取引法（以下「法」という。）240条の26（所属商品先物取引業者の賠償責任）に基づき、本件取引による損失額2446万0291円から未収金264万1936円を差し引いた2181万8355円と弁護士費用218万円の合計2399万8355円及びこれに対する本件取引終了の日である平成26年11月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

(3) 原審は、B事件につき、被控訴人F Sの従業員の勧誘が適合性原則に違反する不法行為に当たり、この不法行為により控訴人に生じた損害を2446万0291円と認めたが、控訴人にも7割の過失があるとして、上記損害にはA事件で被控訴人岡藤が請求している未収金264万1936円が含まれており、下記のとおり同被控訴人のA事件請求が信義則上許されないため、控訴人の損害のうち同額相当の損害は填補され、その弁済を受けたと同視できるとして、控訴人が被控訴人らに請求できる額を上記賠償額から未収金額を控除した469万6151円と認めた。他方、A事件につき、未収金は上

記不法行為により生じたものであること、A事件請求を認容すると、そのうち3割については控訴人からの賠償請求の対象となって煩瑣であることを理由として、A事件請求は信義則上許されないとして被控訴人岡藤の請求を棄却した。なお、B事件の認容額は、弁護士費用損害47万円を加えた516万6151円である。そこで、控訴人がB事件の請求棄却部分を不服として控訴し、被控訴人らが敗訴部分を不服として附帯控訴した。

2 前提となる事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記3に当審における当事者の補充主張を補足するほかは、原判決の「事実及び理由」第2の3ないし4（原判決3頁7行目から15頁9行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決10頁9行目の「被告自ら」を「控訴人自ら」に改める。

(2) 原判決14頁17行目の「本件取引に当たり、」を「本件取引は、末端の営業マンが顧客に嘘を書かせたから監督しきれなかったなどというものではなく、担当者は、被控訴人F Sの――課長、――部長及び――店長ら幹部であり、」に改める。

3 当審における当事者の補充主張

(1) 過失相殺の当否

(控訴人の主張)

ア 本件取引には投資可能資金額が400万円という明確な基準で始められたものであるから、これを超える投資資金が必要になった時点で、担当者は取引を終了させなければならなかった。しかし、担当者は、本件取引が終了すれば手数料収入を得られなくなることから、控訴人に嘘の年収や預貯金等を書かせて投資可能資金額を増額させ、短期間に当初の5倍以上である2200万円まで投資可能資金額を増額させて取引を拡大させ、控訴人に多額の損失を被らせた。担当者は、本件取引が適合性原則に反し、控訴人に明らかに過大な危険が伴うことを知悉しながら手数料収益を得る

ために取えて故意の違法行為を行い、その違法行為は被控訴人F Sの課長、部長及び大阪店店長という幹部間でもされており、組織ぐるみで適合性原則や投資可能資金額制度の重要性を誤解させた本件取引は、犯罪を構成するような重大な故意の違法行為と評価できるものであり、故意犯である被控訴人らへの賠償額を減じる過失相殺を行うことは不当である。

イ 適合性原則の違法性が高い本件において、過失相殺の主張をすること自体信義則に反し、許されない。

(被控訴人らの主張)

ア 否認する。担当者が、控訴人に実際より多い年収や預貯金額を記載させたことはない。原判決は、投資可能資金額増額申請で申告された控訴人名義の預金残高が、本件取引開始に当たって提出された資産証明書より大幅に下回ることを理由に本件取引が不相当に過大な取引であると認定したが、これは、投資可能資金額増額申請時点で控訴人の預金残高が少なかったことを示すにすぎず、本件取引の違法性を判断する要素にはならない。

イ 本件取引開始から3か月間は、先物取引のルール、仕組み、リスク等を理解する習熟期間として十分な期間であり、原判決が違法と認定した投資可能資金額が増額された以降の取引は、習熟期間経過後であり、控訴人は先物取引のルール等を十分理解していた先物取引の投資経験者である。

(2) 両建ての違法性

(控訴人の主張)

相場が予想に反する動きをして不透明になった場合でも、買い建玉に対し売り建玉を建て（両建て）なくても、買い建玉を決済すれば損失の発生は止まるし、その後相場の先行きが予想できた時点で、買い建玉でも売り建玉でも新たに建てれば両建てと同じ手数料で同じ利益が得られるのであるから、両建てが決済より有利であるとはいえない。その上、損切りしておれば、その後の相場状況を予想できた時点で玉（以下「第2玉」という。）を建てるこ

とができるし、最後まで第2玉を建てず、取引から撤退することもできるが、両建てでは相場が上がるか下がるか分からないうちに第2玉を建ててしまうことになり、決済すれば返ってくる証拠金も両建てをすれば建玉が2倍残るから少なくとも証拠金の一部は返ってこないし、決済により取引が縮小されるはずのところ、両建てをすることによって建玉が減らず取引を拡大することになるため取引が複雑化する。

このように両建てには合理性があるとはいえないにもかかわらず、本件取引においては、新規建玉523回中、350回（約66.9%）も両建てがされており、手数料稼ぎが疑われる。

（被控訴人らの主張）

いずれの取引も日々の相場状況に応じ、控訴人の意思と判断に基づき行われたものであり、違法な取引はない。両建ては、建玉が損勘定になった場合や相場不安定な場合のリスクヘッジの手法として合理性を有する取引であり、両建ての取引回数ないし割合は、相場の活動状況や市況見通し等によっても異なり得るものであるから、両建ての取引回数や割合から直ちにこれが手数料を得る目的でされた合理性を欠く取引であったとはいえない。控訴人の主張は、両建てが違法であるという独自の見解と、取引の結果論に基づくものである。

(3) 過当取引（手数料稼ぎ）の違法性

（控訴人の主張）

被控訴人FS担当者は、控訴人が本件取引に当たって申告した投資可能資金額400万円を超える損失が発生した時点で直ちに取引をやめさせるべきであり、継続させるのであれば早期に取引の縮小を目指すことが大原則であるのに、本件取引を継続、拡大させたことは上記(1)（控訴人の主張）アのとおりである。本件取引の損失に占める手数料割合は約78%であり、白金、金及びガソリンの全先物取引合計延べ607回中、特定売買比率は約11

6%になる（なお、同比率が100%を超過するのは、1取引が複数の特定売買に当たる場合があったことによる。）。さらに、本件取引の期間中、売買回数は月平均11.2回と頻繁であり、本件取引は、手数料稼ぎの違法な取引である。

（被控訴人らの主張）

いずれの取引も日々の相場状況に応じ、担当者と控訴人が協議の上、控訴人の意思と判断に基づき行われたものであり、手数料稼ぎの取引はない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求は、主文第1項(1)の限度で理由があるが、その余の請求は理由がなく、被控訴人岡藤の請求は理由がないと判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 認定事実

次のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」第3の1（原判決15頁11行目から39頁初行まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決32頁5行目の「原告から」の次に「、——が勧める取引では損失が増大するばかりであったため、」を加える。

(2) 原判決38頁10行目から11行目にかけての「449万9580円」を「459万9580円」に改める

3 争点(1)（控訴人FS従業員らによる違法な勧誘行為の有無）について

次のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」第3の2（原判決39頁3行目から53頁8行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決39頁15行目の「と自書」を「等と不動文字で記載されていたが、同書面に署名」に改める。

(2) 原判決41頁14行目の「原告が」の次に「平成25年10月7日に約1

49万円、同年12月19日に約99万円及び同月30日に約449万円もの」を加える。

- (3) 原判決42頁20行目末尾を改行の上、以下のとおり付加する。

「これに対して、控訴人は、仮に担当者から本件取引開始前に投資可能資金制度の意味等について聞いていたとしても、担当者から事実と反する内容の年収や預金額等を書いて投資可能資金額の増額を申請するよう勧められた時点で、同金額による規制が形式的なものにすぎないと誤信し、投資可能資金額の有する意味を理解していなかったことは明らかであると主張し、被控訴人岡藤に提出する書面に実際の倍以上の収入を書いたり、実際よりずっと多い預金額を書くことに問題があると思ったが、——や——から形式上のものであると言われ、軽い感じで記載した旨供述する（原審控訴人調書13頁）。

しかし、控訴人の経歴等に照らすと、投資可能資金額が商品先物取引における自分の財産状況等に応じて無理をすることなく取引をすることができる経済的外縁を画するものであることを理解していなかったということも不自然であり、控訴人の上記供述部分や上記主張は採用できない。」

- (4) 原判決42頁21行目の「原告は、」の次に「本件取引までに証券取引や商品取引の経験はなく、現物取引は平成25年2月18日が、先物取引は同年3月4日が初めてであって」を加える。

- (5) 原判決43頁4行目の「相当程度」を削り、5行目の「ところである。」の次に「控訴人は、5回にわたり、投資可能資金額の増額を申請した際には、いずれも「証明書」、 「申出書」ないし「申出」と題する書面（甲46ないし50の各3）を手書きで作成しているが、「申出書」ないし「申出」と題する書面は、その内容からして被控訴人の従業員が作成させたことが優に推認されるところ、このような文書を手書きで正確に作成するには、相当の時間を要するものであるのに、控訴人は素直に被控訴人F Sの従業員の要請に

従っており、このことも上記推認を裏付けるものである。そして、」を加え、17行目の「影響」を「大きな影響」に改める。

(6) 原判決51頁12行目末尾を改行の上、以下のとおり付加する。

「なお、本件取引のうち、新規建玉のうち、両建てとなっている取引の割合は相当高く、相場の様子見というには短期に過ぎると思える仕切りや建玉がされており、被控訴人F Sの従業員が適合性の原則から著しく逸脱した勧誘行為を行っていることも併せ考えると、同被控訴人の従業員は、控訴人が負うリスクを考慮せずに専ら、若しくは主に手数料稼ぎを目的として、控訴人に両建ての提案ないし助言を行った疑いはある。しかし、前記のとおり、控訴人は、——や——ら被控訴人F Sの従業員は、損勘定となった際の対処方法、両建ての目的や両建ての対処方法としての限界、その不利益等を具体的な例を挙げて説明し、控訴人もその説明を理解していたことが明らかであり、両建てをする際に同被控訴人の従業員が控訴人の判断を誤らせるような情報を伝えたような事実はうかがえない。したがって、本件取引で行われた両建ては、規則103条9号に違反したものとはいえないし、無意味な両建てを被控訴人F Sの従業員が繰り返させたと評価することも困難といわざるを得ない。」

4 争点(2) (損害額及び相当因果関係) について

原判決「事実及び理由」第3の3 (原判決53頁10行目から53頁22行目まで) に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決53頁19行目末尾を改行の上、以下のとおり付加する。

「被控訴人らは、原判決が個別の取引と損害との因果関係について精査していないと主張する。

しかし、前記引用に係る原判決が説示するとおり、本件は、個別の取引勧誘行為が不法行為であるとするものではなく、控訴人が当初申告していた年収や預貯金等の資産が短期間に繰り返し訂正され、本件取引開始から約9か月後に

は投資可能資金額が当初の5倍以上である2200万円にまで増額され、そのような増額に沿う形で取引が継続、拡大されたことになった勧誘行為を不法行為と判断するものであるから、被控訴人らの上記主張は採用できない。」

5 争点(3) (過失相殺) について

補正して引用した原判決の説示のとおり、本件取引における被控訴人F Sの従業員らの勧誘行為は、本件取引開始後、控訴人の投資経験、財産状態等に照らして明らかに過大な危険を伴う規模の取引拡大を積極的に勧誘し、これを行わせた点において違法がある。そして、控訴人に生じた損害のほとんどは、当初(平成25年6月25日)の投資可能額の増額以後に発生しており、控訴人に対する取引拡大の勧誘は、被控訴人F Sの幹部職員らも関与しており、いずれも以後の取引が控訴人にとって明らかに過大なものであることの認識を共有していたというべきであって、被控訴人らの責任は重大なものというべきである。

この点、控訴人は、被控訴人の担当者が控訴人に事実と反する書面を書かせて投資可能額を超えた投資をさせて、適合性に反する取引を積極的に行わせたことが不法行為とされる際に、控訴人の過失として指摘できるのは、担当者から言われて、事実と反すると知りながら、預金額について嘘の書類を提出したということだけであるが、被控訴人の担当者は、これが事実ではないことを知っていたから、この点を過失相殺の対象とするのは不当であると主張する。

控訴人が指摘するとおり、被控訴人F Sの従業員の勧誘が違法となるのは、主に控訴人の財産状態に照らして過大な危険を伴う取引の拡大を勧誘したという点であり、この勧誘に当たった同被控訴人の従業員らは、控訴人の財産状況の申告が事実とは異なることを知っていたか、その可能性が高いことを認識していたことが認められる。しかし、本件取引は控訴人自身の取引であるから、過失相殺の判断に際し、控訴人が同被控訴人の従業員らからどのような説明を受け、どのような理解をし、本件取引を拡大・継続することとしたのかに関する

る事情を考慮することができないとする理由はない。上記事情の下での控訴人の落ち度は、本件で違法判断の対象とされた事由とは別の事由であっても、これを過失相殺の事情として考慮することはむしろ当然のことというべきである。

そして、控訴人は、商品先物取引の仕組み、危険性等について説明を受けてその内容を理解する能力は有しており、被控訴人F Sの従業員らから詳細な説明を受け、商品先物取引がハイリスクな取引であることをその意味も含めて具体的に理解した上で、本件取引を開始し、被控訴人F Sの従業員から建玉が損勘定となった場合の対処についても具体的な説明を受け、これを理解しながら、最終的には、投資可能資金額を増額して取引を拡大して継続することを自ら選択したことは、補正して引用した原判決が説示するとおりである。これらの意思決定が被控訴人F S従業員との協議や助言に強い影響を受けてされたものとはいえ、控訴人が損切りをしたり、手仕舞いをするということについて誤認、強制等の、意思決定を妨げるような事情、圧力があつた形跡はうかがえない。そうすると、本件取引が最終的には控訴人の意思によりされたことは、公平の見地から過失相殺の法理により斟酌すべきであって、被控訴人F Sの勧誘が悪質なものであることは前記のとおりであるが、そのことを考慮しても、控訴人の過失割合は5割と評価することが相当である。

6 過失相殺後の損害賠償額について

(1) 上記5のとおり、本件取引により生じた損害2446万0291円（未収金264万1936円を含む。）については、控訴人の過失割合を5割として過失相殺すべきところ、過失相殺後の損害額は、以下のとおり1223万0146円（以下、この金額を「被控訴人らの分担額」という。）となる。

ア $2446万0291円 \times 0.5 = 1223万0145円$ （以下、この金額を「控訴人の分担額」という。ただし、円未満切り捨て）

イ $2446万0291円 - 1223万0145円 = 1223万0146円$

(2) 他方、後記7で判断するとおり、被控訴人岡藤は、信義則上、控訴人に対してA事件請求に係る未収金264万1936円を請求することが許されないものと解される。そして、控訴人の被控訴人岡藤に対する同未収金支払債務は控訴人の被った損害の一部を構成するところ、被控訴人岡藤による支払請求が許されない結果、控訴人は、被控訴人岡藤の負担において同額の債務の支払を免れ、その分控訴人の被った損害が填補されることになるから、被控訴人岡藤から同額の弁済を受けたのと同視することができる。

したがって、被控訴人らが控訴人に賠償すべき損害額を算定するに当たっては、上記過失相殺後の損害額（被控訴人らの分担額）1223万0146円から上記未収金相当額264万1936円を控除すべきであり、同控除後の残額は958万8210円となる。

(3) 弁護士費用について

控訴人は、訴訟代理人に依頼して本件訴訟を迫行することを余儀なくされたものと認められる。そして、本件事案の難易、認容額等を考慮すると、被控訴人FSの従業員らによる上記不法行為と相当因果関係を有する弁護士費用の額は、95万円をもって相当と認める。

(4) まとめ

以上によれば、控訴人が被控訴人らに対して請求することのできる損害賠償額は、1053万8210円となる。

7 争点(8) (未収金請求〔A事件請求〕の可否) について

次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」第3の6（原判決56頁5行目から20行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決56頁11行目の「3割」を「5割」に改める。
- (2) 原判決56頁16行目の「733万8087円」を「1223万0146円」に改める。
- (3) 原判決56頁19行目の「上記5(2)」を「本判決6(2)」に改める。

8 当審における控訴人の補充主張について

(1) 控訴人は、本件取引には投資可能資金額が400万円という明確な基準が存在していたこと、末端の従業員だけではなく、被控訴人F S大阪店長ら幹部が担当しており、本件取引は犯罪を構成するような故意の違法行為と評価できるから過失相殺をすることは不当であると主張する。

しかし、控訴人の指摘する上記事情があるとしても、本件取引において過失相殺をすることが当事者間の損害の公平な分担に反するとはいえない。

さらに、控訴人は、適合性原則違反の違法性が高い本件において過失相殺することは信義則に反するとも主張するが、前記5で説示したとおり、被控訴人F S担当者の勧誘行為は不法行為を構成するものではあるが、控訴人は本件取引を最終的には自分の判断で行っていたのであるから、本件において過失相殺をすることが信義則に反し許されないとはいえない。

(2) 控訴人は、両建て取引は合理性がない上、本件取引では新規建玉523回中、350回(約66.9%)が両建てであり、手数料稼ぎが疑われると主張する。

しかし、引用に係る原判決認定のとおり、被控訴人F S担当者が控訴人に対し、両建てについて、売り建玉と買い建玉を同時に持つことになること、建玉の枚数分手数料が必要になること、いずれは両建てを解除しなければならないことなど両建てに必要な説明をし、両建ては取引が損勘定になった場合にリスクヘッジの手法として一定の合理性を有すること、前記5に説示したとおり、控訴人が先物取引の説明を一応理解し、控訴人にはこれら取引について諾否することもできたことに加え、控訴人は、両建ての取引回数やその割合を問題にするが、これらは相場の状況や見通しにも影響されるものであり、両建ての取引回数から直ちにこれが手数料稼ぎの取引であったとも言い難いことなどを勘案すると、本件取引において、控訴人の上記主張の両建て状況であることを前提としても、これが違法であるとはいえない。

(3) 控訴人は、本件取引の損失が当初の投資可能資金額である400万円を超過する時点でやめるべきであったし、損失の約78%が手数料であり、全取引のほとんどは特定売買であり、手数料稼ぎの取引であったと主張する。

しかし、本件取引における特定売買がいずれも不法行為とは認められず、各取引が控訴人の判断によってされているのであり、本件取引が専ら、あるいは主として手数料稼ぎの取引であったと認めることは困難である。

9 当審における被控訴人らの補充主張について

(1) 被控訴人らは、投資可能資金額が増額された時点(平成25年6月25日)で、被控訴人らが法令のガイドラインに基づき定めた受託業務、委託業務等に関する社内管理規則で、先物取引の未習熟者が、ルールや仕組み、リスク等を十分理解するに必要な3か月間が経過しており、控訴人は先物取引のルールやリスク等を十分理解していたと主張する。そして、証拠(甲58, 59)によれば、被控訴人らにおいては、先物取引経験を有しない新規顧客が最初の取引を行う日から3か月を経過するまでは未習熟者と扱うとしていることが認められる。

しかし、本件取引の違法性は実質的に判断されるものであるから、控訴人が習熟期間を経過していることは、その判断の際に考慮される事情ではあるが、その点を踏まえても、本件において、控訴人が先物取引の習熟者であるから、被控訴人FS担当者の勧誘行為に違法性がないなどとはいえない。

(2) 被控訴人らは、投資可能資金額の増額申請において記載された預金残高が本件取引開始に当たって提出された資産証明書を大幅に下回っていたことは、増額申請時点で控訴人の預金残高が少なかったことを示すにすぎず、本件取引の違法性を判断する要素にはならないと主張する。

しかし、本件取引が違法と判断されるのは、投資可能資金額の増額申請において預金残高に虚偽があったことだけを問題としているのではなく、控訴人の年収が僅か4か月前の取引開始時点と比べて2倍以上と申告されていた

不自然さや、その後の不足証拠金の支払状況等の本件に現れた事情に照らし、本件取引が全体として違法と評価されるためであるから、被控訴人らの上記主張は採用できない。

- (3) 被控訴人らは、控訴人が自ら収集した資料に基づき相場判断して本件取引をしていたとも主張し、証拠（甲37）によれば、本件取引開始後約3か月が経過した平成25年5月24日に実施されたアンケートにおいて、控訴人が売買の判断材料欄で「自分で収集した資料」に丸囲みをしていることが認められる。

しかし、上記アンケートは、あらかじめ記載された選択肢を丸で囲む形式のものであり、控訴人は、アンケートの「3 売買の判断材料は主として（重複回答も可）」欄では「ア 自分で収集した資料」を丸で囲んでいるが、日経新聞、一般新聞の紙名や雑誌の誌名など情報源を記載する空欄については何ら記載をしていないこと、アンケート前後における取引状況等に照らすと、上記アンケートの記載をもって、控訴人が自ら主体的に取引の判断材料を取得し、それを取捨選択して取引したということは認めがたい。

- 10 その他、本件の控訴理由及び附帯控訴理由に鑑み、証拠を検討しても、上記の認定判断を変更すべき点は見当たらない。

第4 結論

以上によれば、控訴人のB事件請求は、被控訴人らに対し、1053万8210円及びこれに対する平成26年11月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるからこれらを認容し、その余は理由がないからいずれも棄却すべきであり、被控訴人岡藤のA事件請求は、理由がないから棄却すべきであり、これと異なる原判決は一部失当であって、本件控訴は一部理由があるから、原判決をその限度で変更し、本件附帯控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官

田 川 直 之

裁判官

安 達 玄

裁判官

石 丸 将 利